

平成16年度 第7回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホール

平成16年11月29日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画担当課長)

公共事業等審査会（平成16年度第7回）会議録

1 開 会

2 平成16年度第7回 公共事業等審査会

(1) 事務局からの報告事項

1) 海岸事業

事務局

資料をお開きください。人工海浜におきます生物の生息調査、あるいは人工海浜の安定に関する測量等の状況についてご説明をさせていただきます。

図面にありますように、東播磨港海岸二見地区におきましては、平成12年度から人工海浜の工事を実施しております。生物の生息調査や人工海浜の安定に関する観測あるいは測量調査は実施しておりませんが、当地区に隣接しまして延長18.8kmにわたり国交省姫路河川国道事務所が実施しております東播海岸事業におきましては、林崎漁港から魚住漁港の区間で生物の生息調査を定期的を実施し、あるいは人工海浜の深浅測量を毎年実施しております。これは、おおむね昭和57年度から人工海浜の工事に入っておりまして、それを受けての調査でございます。

配付させていただきました資料に、東播海岸の概要、代表箇所として、松江海岸における生物の生息調査や測量結果などについて記載しております。測量につきましては、人工海浜の汀線の変化や著しい砂の移動などはこれまでのところ認められていないということございまして、また生物の生息調査の結果について取りまとめました東播海岸環境マップを作成中とも聞いております。

特に、生物におきましては、先ほど申しましたように昭和57年度から人工海浜を整備しておりますが、その後、昭和61年度以降、ウミガメが産卵に来るようになりました。そのため、平成8年度からエコ・コースト事業として整備することになりまして、特に砂浜や石浜など自然環境に配慮した人工海浜と突堤とを組み合わせた事業を進めているところであります。また、ほかの生息調査の実施につきましては、特に松江地区におきまして、それまで種類が非常に少なかったのでありますが、海藻・草類は1990年以降、11から15種の範囲で確認されているということでもあります。底生生物につきましても、調査を始めま

したころは2種類と非常に少なかったわけですが、工事が進みまして1990年以降はおおむね8から14種類の範囲で推移していると報告されております。

このように、国交省で行われている調査の結果が我々が実施しております海岸環境整備事業二見地区におきましても十分活用できるのではないかと考えております。今後、これらの東播海岸の調査結果を参考にして、当事業も慎重に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

会 長

ただいまの追加説明について、何かご質問はございませんでしょうか。特にないようでしたら、次の水道関係につきまして説明をお願いします。

2) 水道用水供給事業

事務局

それでは、続きまして、水道用水供給事業の追加資料の説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

資料の水道 - 1 をお開きいただきます。

まず一点目の施設の効率的な整備及びその有効活用についてでございますが、(1)で基本的な考え方を、(2)でその具体例を記載させていただいております。

まず、基本的な考え方として、水源ですが、県南部の広大なエリアに水道用水を供給するため、猪名川、武庫川、加古川、市川の各水系に水源すなわちダムを確保する必要がございます。かつ、ダムは段階的な整備が困難なことから、計画給水量に見合う施設整備をほぼ終えております。計画給水量と申しますのは、下の参考欄に記載しておりますように、各受水団体の最終受水予定量でございます。

浄水施設等、今回評価をいただいております事業でございますが、段階的な整備が可能なことから、先行投資を極力抑制し、市町の水需要すなわち申込水量に応じた整備を進めております。また、開発した水源や整備済み施設を有効に活用して、一部浄水場の建設を見合わせるなど、効率的な施設整備に努めております。申込水量と申しますのは、各受水市町が水需要及び自己水源の状況を勘案された上で企業庁の方に毎年度申し込まれる水量でございます。

次に、その具体例ですが、 として、三田浄水場の余力を活用して、連絡管を利用して船木浄水場系の市町、小野市等に給水することにより、船木浄水場の建設を見合わせております。これにつきましては、その下の（参考）に表を記載しておりますが、 の三田系と船木系の市町の平成16年度の申込水量は合計で7万 5,600 tでございます。当然、16年度処理水量も合計7万 5,600 tでございます。それだけの能力を処理するわけですが、三田浄水場の能力が9万 2,000 t ございますので、ここで処理することとして、船木浄水場については整備を見合わせているという状況でございます。

それから、 でございますが、船津浄水場の余力を活用して、やはり連絡管を利用して中西条浄水場系の高砂市に供給することにより、中西条浄水場の増設を見合わせております。これにつきましても、下の（参考）の に記載しておりますが、船津系市町と高砂市の16年度申込水量の合計が7万 3,405m³でございます。船津浄水場の能力が8万350m³ ございますので、中西条浄水場の増設を見合わせているという状況でございます。

ですが、整備済み施設の有効活用を図るために、新たな市町からの新規受水要望に積極的に対応することとしておりまして、これまでも、平成6年度の西宮市を初め、淡路広域水道企業団や篠山市に新たに給水を行っております。さらに、これは前回もご報告いたしました。西脇市からも現在要望を受けておりまして、準備を進めているところでございます。下の（参考）の に記載のとおり、従来は25団体で計画給水量75万 t ございましたが、現在、28団体にふやして、計画給水量はふやさずに対応いたしております。

次に、2 ページをお開きいただきます。

もう一点は、前回、今後5年間の施設整備について説明をさせていただきましたが、過去の施設整備の状況なり、その際の水需要がどうだったのかというご質問をいただいておりますので、過去10年間の申込水量及び給水能力の推移について記載をいたしております。なお、各浄水場系ごとに表をつくっておりますが、基本的に、申込水量、それに対応するための給水能力、その給水能力を増強するための施設整備という3段に分けてございます。

まず、 多田浄水場系でございますが、ここは「申込+受託」という欄が2段目にございます。右側に記載しております注1をごらんいただきたいのですが、多田浄水場につきましては、市町からの申込水量に加え、川西市から浄水委託を受けておりまして、申込水量と受託水量を合わせた水量で処理を行っております。その関係で1段加えさせていただいております。表に戻って平成9年度をごらんいただきますと、施設整備欄で、西宮向

けのポンプの増設工事を行っているとしております。平成10年度欄をごらんいただきますと、2段目の「申込+受託」が9万7,649 m^3 、給水能力が、ポンプを増設した関係で前年度に比べてふえておりまして、11万880 m^3 となっております。10年度の水需要が9年度の給水能力10万5,749 m^3 の内数となっておりますが、これについては注2で説明させていただいております。送水施設につきましては、受水市町の位置によりまして系統別に分かれて整備をしております。そういう関係で、西宮市の水量増加に伴いまして、西宮へ送る部分の能力が不足したために、送水ポンプを増設したことによるものでございます。続きまして、10年度、11年度は尼崎への送水管を整備しまして、12年度から尼崎に給水を開始いたしております。

次に、三田浄水場系でございますが、平成7年度から8年度にかけて神戸への送水管を整備しまして、平成9年1月、8年度の途中から神戸に給水を開始しております。それから、15年度に送水ポンプを増設しまして、16年度の給水能力が9万2,000 m^3 にふえております。ここも、16年度の申込水量が7万5,600 m^3 で、15年度の能力7万6,500 m^3 の内数となっておりますが、これにつきましても注3で説明させていただいております。16年度から篠山市に新規給水をしたわけですが、当初、市からは年9,100tの水を受けたいという申し出を受けておりました。そのため、送水ポンプの増設を行ったわけですが、篠山市自身の県水を受けるための工事がおくれ、結果的に平成16年度は申込水量が5,000tにとどまったことございまして、三田系全体の水需要が7万5,600tとなった結果、15年度の給水能力の内数となっております。ただ、17年度、篠山市から1万tの申込水量を受けることになっておりまして、5,000t増量してまいりますので、15年度に整備しました送水ポンプにつきましては17年度以降活用させていただくことになってまいります。

船木浄水場系ですが、こちらは、先ほども説明いたしましたように、三田浄水場の余力を活用しておりまして、浄水場の建設そのものを見合わせております。

神出浄水場系ですが、平成10年度から11年度にかけて浄水施設、取水ポンプを増設し、平成12年度に給水能力を9万2,560 m^3 まで増強いたしておりまして、平成12年度の8万350 m^3 という申込水量に対応しております。次に、平成14年度までに送水ポンプ・送水管を整備しまして、15年度から給水能力を9万8,496 m^3 まで増強いたしました。ただ、15年度の申込水量が8万7,350 m^3 で14年度の能力の内数となっておりますが、これは先ほど多田浄水場系でご説明させていただいたのと同様で、系統別に分かれている中で、神戸・淡路向けの水量が増加したことにより、ポンプを増設したものでございます。

中西条浄水場系ですが、こちらは、どの年度も申込水量が給水能力を上回った状態になっております。これにつきましては、注5で説明させていただいておりますように、中西条浄水場は申込水量に対して給水能力が下回っておりますが、隣接する加古川市浄水場の余力を活用いたしまして、浄水場の増設を現在見合わせているところでございます。

次に、船津浄水場系でございます。平成12年度に姫路向けのポンプを増設いたしております。その結果、13年度は能力で8万350m³で増強いたしておりますが、13年度の申込水量6万9,665m³に対応した形になっております。

このように、可能な限り水需要に合った適正規模の施設整備を行っておりまして、過大投資とならないようにこれまでも努めてまいっております。どうしてもこういう投資を行いますと経営等にも影響してまいりますので、そのような形の努力を行っておりまして、その結果、昭和59年以降、これまで21年間にわたって料金改正をせずに今日に至っております。今後も引き続きまして過大な投資とならないように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

会 長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対して、ご質問はございませんでしょうか。

委 員

大変丁寧に資料をつくっていただいて、ありがとうございました。全体状況がよくわかりました。評価調書だけではちょっとわかりかねた部分がわかりました。特に、でご紹介くださったような、申込水量と給水能力の過去10年間の状況がよくわかりましたので、今後、調書の方の水道-2で以前にご紹介くださった事業費481億円で引き続き事業認可に基づき施設の整備に努めていかれるそうなんです、バランスをとっておやりになることだろうと思いますし、なかなか調整は難しいと思いますけれども、このあたりのところ、十分に状況をご紹介いただきながらしてくださるといいなと思いました。ただ、かなり余ってるなという印象があったんですけども、ポンプ等の事情があるということはいくよくわかりました。ありがとうございました。

会 長

ほかにございませんでしょうか。特にないようでしたら、道路の代行事業、自転車道、ほ場事業につきましては、説明を省略させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

お目通しいただいて、質問がございましたら、機会を改めて……。残る3つの事業につきましても追加資料をお目通しいただきたいと思います。

では、特にないようでしたら、議案の1番、本日の一番重要な問題であります再評価、再々評価に係る審議案件、6案件は既に済ませておりますので、3番の金出地ダムと8番から12番までの12件につきましてご審議いただきたいと思います。

(2) 議案 1 再評価、再々評価に係る審議案件(ダム、道路、道路(代行)自転車道整備、連続立体交差、港湾、海岸、水道用水供給、ほ場整備事業)の審査

1) 審議番号3 ダム事業 金出地ダム

会 長

審査会設置要綱におきまして、事業の評価に当たっては県が作成しました調書について審査をすることになっております。事業ごとに分けまして、ダム事業、道路事業と順番に審査していきたいと思います。

では、第5回の審査会で審査した案件を除きまして、3番の金出地ダムから入りたいと思います。

この事業は、平成2年に採択されまして、11年に再評価が行われました。事業の見直し、これを支えております播磨科学公園都市の工事のおくれ、そのほか用地の買収等も絡みまして、非常におくれております。工事用道路はほとんど完成しております。用地買収もほとんど完成しておりますが、第1期の工事が済みまして、第2期からの工事がおくれておりますので、県の調書の提案としましては、調査だけは続けていきたい、しかしいつでも着工できるような状態で工事は少し延ばしたいという案が出されております。どなたかご意見はございませんでしょうか。

委 員

金出地ダムについてちょっと気になりますことは、先日来、いろんな水害をお受けになっている。被害を受けた立場として、いわゆる利水対策の撤退から新しい抜本的な治水対策をとということで見直しをされていることはよくわかりますし、基本的に言っておられます結論については異論を申し上げるわけではないんですけれども、また水害が起こった

らどうするのだろうという住民の皆さんの心配があります。鞍居川部会でのいろいろな調査研究をなさっておられることの結論といたしますか、治水計画の策定中と書いてありますが、それは様子を見ながらということであると、タイムリミットというとおかしいんですけども、いつごろどう結論を出すのかということについての議論はあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

鞍居川部会につきましては、昨年2月に開始いたしまして、現在、13～14回目を迎えました。ほぼ総括する段階に来ております。鞍居川部会におきまして、今後、金出地ダムの取り扱い、すなわち治水ダムとしての事業継続が望ましいといったことになりましたら、その旨を千種川委員会に報告します。それは年度内を目標にしております。その後、千種川の河川整備計画にダムを位置づける作業を進めたい。河川整備計画に位置づけることによって、公共事業で治水ダムとしての事業が再スタートすると考えておりますので。仮にダム事業が河川整備計画上に位置づけられまして、18年度から事業を再開することになりましたら、その段階で、さらにまた公共事業審で事業再開に当たっての事業取り扱いを審査していただくことになろうかと思っております。

委員

いずれにせよ、費用対効果の問題等、このダムをつくることによって起こるであろういろんな問題点と、いわゆる効率的な面と両方あると思いますが、とにかく住民の皆さんが泣かないように、できる限りしっかりと結論を出していただくようお願いしておきたいと思っております。

委員

今回の災害によって、計画排水量というんでしょうか、そういうものを見直すようなことはあるんですか。60分の1とか50分の1とかいっても、過去の経験というのはもう少し量が変わってきているんでしょう。そういうものを県全体として見直すというか、国の問題でもあるんだらうと思っておりますけれども、そういうことはあり得るんですか。これを既存の計画で再調査していたのでは、むだな調査になってしまいますね。その辺の見通しみたいなのは、今わかるんでしょうか。

事務局

鞍居川につきましては、我々が計画しています鞍居川の計画規模、計画規模といたしますのは降雨量に換算できるわけですが、そういった降雨量と今回の降雨量を調べますと、

一応内数に入っております。入っているとは言いながら、下流等で被害が出ておりますので、計画の見直しはしませんけれども、今回の降雨量と計画の中でそれがどのように位置づけられるかという検証はした上で、事業を進めたいと思っています。

会 長

今度の水害も、千種川との合流点といいますか、あそこでやられていますのでね、金出地ダムだけの問題ではなくて、やはり鞍居川全体、あるいは千種川全体の問題として取り上げていかなきゃならないだろうと思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。 ただいまいただきましたご意見につきましては、後で審査会意見のところでは反映できるようにしたいと思います。全体としましては、調査継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

2) 審議番号 9 道路事業 176号鐘ヶ坂バイパス

3) 審議番号10 道路事業 176号広野バイパス

4) 審議番号11 道路事業 250号飾磨バイパス

会 長

道路事業は、3つともバイパス事業で、9番目の鐘ヶ坂は、92%まで完成しております、あとは周辺緑化の問題などが残っているだけでございます。10番の広野バイパスも、ほとんど完成しておりますが、あと数百mが残っている。11番目の飾磨バイパスでございますが、これはいろいろな点で問題がありまして、大分おくれております。ただ、国道250号線のバイパスでございますので、250号線がいつになればどこまで続くのかわからないということがございます。今回の事業のところでは、市川大橋が一番問題になっております。以上3点、似たようなところもございますので、一括して審査したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

道路事業につきましては、いずれも事業継続妥当という調書が出されておりますが、何かご意見はございますでしょうか。特に、鐘ヶ坂と広野についてはほとんど済んでいるということで、事業中止というのはむしろ意味がないというか、早くやっしまえということになるかと思いますが、ご意見はございませんでしょうか。 では、いずれも県の提

案どおり事業継続妥当ということで返事してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

5) 審議番号 1 2 道路事業(代行) 青下花口線

会 長

1 2 番の道路事業、青下花口線の代行事業でございます。これにつきましては、本日、積雪状況についての追加資料が提出されましたが、何しろ兵庫県で一二を争うような過疎地域で、特に青下の集落自身がもうそろそろなくなるんじゃないかというようなところでございます。そういうところへ、とにかく残っている 700mほどに車が通れる道をつくらうということでございます。町道の改修には違いないんですが、調書の方は、事業継続してとにかく青下まで通したいということでございます。何かご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようでしたら、これも提案どおり事業継続妥当ということで返事いたしたいと思います。

6) 審議番号 1 3 自転車道整備事業 播磨中央自転車道

会 長

1 3 番の自転車道整備事業でございますが。これも本日追加資料の提出がございました。これは問題が随分ございますが、どなたかご意見はございますでしょうか。第 1 期、第 2 期と分かれておりまして、今審査しているのは第 1 期の分、第 2 期につきましては、とにかく利用がほとんどなされていない、できていないから利用していないといえそれまでかもしれませんが、ほとんど通行量がない、今さらつくっておく必要があるかどうかということで、今までも随分ご意見が出たところでございます。

委 員

本日追加でお配りいただいた資料をぱっぱっと拝見したんですが、ほかのところでも、自転車道というのは利用実績についてはほとんど顧みられていないんだなとびっくりしたんです。非常に多大な公的な資金を投入してやる割に、余りない。そういう意味でい

ったら、どうしても要るものであったら後からでもつくろうという声になるので、どうしてもつくる方向で進む方がいいというのであれば、第1期工事はもうおやりになるとしましても、県下に相当ございますから、例えば少し年限を切って調査なりデータ追跡を一度やってみてもむだではないのではないかと、ここの会から提案させていただくことができればと思いますが。

水道事業などは、あのようにデータがきちんとあって、これこれの実績があるのでこれだけのことが必要だというのがぱっとわかるわけですので、自動車道もそうですね。ですから、自転車道に関してもそういうことは望めないのでしょうか。

会 長

この会の意見として出すかどうかは別にいたしまして、確かに、実測データなし、一体どういう人がどれくらい走っているのか全然どこもわからないというのは、ちょっとおかしいんじゃないか。そもそも自転車道というものの位置づけがわからない。この前のご質問で、自転車道は一体どこが管理するのかというと、道路保全課じゃないかなということ、じゃあどうなんだといったら、それもはっきりしない。今日の追加資料を見ましても、かなりの距離のものが幾つかできておりますが、姫路明石自転車道35kmで、これは休日か平日か、どういう時期なのか書いておられませんが、1日 1,654台という数字が上がっているだけです。ほかは、星の散歩道とか、非常にいい名前がついていますが、実測データなしで、姫路の 1,654台にしましても、どういう自転車なのか。自動車の場合でしたら、少なくとも大型、小型、あるいは時間別というような統計がとられているわけですが。

事務局

追加、補足という形でデータを出させていただいていますが、姫路明石自転車道につきましては、平成3年から平成11年まで9年間の1日当たりの平均台数でございます。これは自転車そのものの台数でございます。ほかの2から7の自転車道については、自転車道と言いながら、自転車道の整備事業そのものでやった道路だけではなくに、いろいろ各市町でそういう整備をやっているのをサイクリングロードであるとか星の散歩道とネーミングして開放しているということで、なかなか既設の実測データを教えていただけないものもあります。この形では一応実測データなしと表現させていただいておりますが、先般、データを照会した中では、報告していただけなかったものもあったということでございます。

会 長

県に出します回答の方はまたご審査いただくことにしまして、とにかく自転車道につきまして非常に軽視されているというか、後の保全あるいは管理の状況が把握されていないというのは今後も気をつけていただきたいと思います。

委 員

この中で県の管理というのは何番と何番なんですか。

事務局

県の管理は、1番、3番、4番でございます。

会 長

この場合、県が管理しておられるということは、具体的にどういうことをやっておられるんですか。

事務局

特に私ども、県が整備をしています1番の姫路明石自転車道については、通常の維持補修であるとか、破損したものについて改築するとか、今の路面状況の整備、あるいは案内看板といったものの維持管理をやっているという状況でございます。

委 員

きちっとやっていかないと、破損して事故が起こったどうのこうのという問題もあるわけです。特に、これから奨励していくとしたら、やはり先ほどお話があったように実績をきちっとつかんで、破損しているところは報告してもらうような形にしておかないといろんな問題が起こってくると思いますから、その辺は注意しておいた方がいいんじゃないかと思います。

委 員

調書を拝見していて、前のときに気づかなかったんですが、これの費用負担は100%県と考えたらよろしいわけですね。何も書いていないということなので。

事務局

費用負担につきましては、これは国の補助を受けている補助事業でございます、国と県とで費用負担しているという状況でございます。

委 員

どれぐらいの割合になっているんですか。

事務局

これについては、2分の1ずつということでございます。事業費の2分の1は国の補助金を受けて事業を進めております。

委員

補助金ということで、起債をしてやるというパターンですか。

事務局

一部起債をして。

委員

一部起債で、一部は現金が来るということですか。

事務局

はい。

委員

調書にそれをつけていないのは、たまたまのミスと考えたらよろしいわけですね。

委員

この自転車道に関しては、前の審査会でも、もう少し高度化してロードレースとかそういうものにも使えるような形の整備を考えられないかというご意見が出ておりましたけれども、どのように事業化がなされているのかももう一つわからないんですね。先ほどの話で、市が提案してもいいし、県が提案しても国は補助を出すという、そういう事業化が可能なのかなと思いますが、もう少し大方針をですね、せっかくこれだけの投資をされてどんどん全国的に広げられるのだったら、自転車レースというのは国際的には非常に盛んなわけですから、日本はそういう意味では少しおくらしているのかもしれないし、そういう自転車競技を奨励する意味で、もう少し立派な自転車道づくりをするようなシステムを国に提案されとか、そういうことはできないのかという気がするんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

実は、これについて、先般の事業報告の中でも若干ご説明しましたが、現在、ふるさと交流委員会という組織を設けています。そのメンバーの中に兵庫県のサイクリング協会の会長にも参画をしていただいて、先般来出ております自転車競技等々での使い方もできないか、あるいは、実際にロードレースとなるとかなりの幅員であるとか整備規模が要求されると思うんですけども、既存の自転車道の中でどういう形態のサイクリング競技に活用できるかということも含めて、この交流委員会の場で議論していただいているところ

でございます。今後競技会を誘導するための手だてと申しますが、県としてもいろんな活用策が考えられる中でそれを積極的に実施できるように、近隣の加古川市あるいは兵庫県、さらには全国に向けても利用の促進という観点からPRをしていって、競技の動向について十分に把握し、より具体的に誘導をする努力もしていきたいということで、今、交流委員会で議論をしていただいております。

委員

その交流委員会は、前回ご説明があったかと思うんですけども、何人で、どういうメンバーで、地域的にはどんなところから参加されているのか。1期と2期とは、もちろんやればつながるわけですけども、地域の性格が随分違いますよね。だから、当然利用状況も異なってくると思うんですが、どういうメンバーで構成されて、権限と言ったらおかしいけれども、この自転車道に対してどれぐらい意見の重みがあるのか、その辺もちょっと聞きたいと思います。

事務局

交流会のメンバーは、今14名で組織しております。学識者の方から神戸大学の先生、それから今は加西市を中心にと申すことで地元の市町会あるいは観光協会、青年会議所、先ほどご紹介いたしました兵庫県のサイクリング協会の理事長、加西市、県、それと沿線の施設のフラワーセンター、また先般来出しておりました北条鉄道との総合効果を発現するということから北条鉄道からも参画していただいて、利用促進を図るための手だてを考えているところでございます。ただ、加古川右岸自転車道あるいは全体の自転車道の連携ということから申すと、もう少しメンバーを近隣あるいは県下、そういう方面の意見が聞けるようなことも今後考えていきたいと思っております。それと、ここで議論いただいた諸方策について加西市あるいは近隣の市町を含めて県ともども具体化ができるように、今後、例えばその具体策のワーキングを組織するとか、そういう方向で利用方策を考えていきたいと思っております。

委員

そうしますと、このメンバーで、1期工区の事業についていろいろ意見具申されているというだけじゃなくて、2期工区についてもあわせて議論されているわけでしょうか。

事務局

これについては、沿線の施設等々ございますので、播磨中央自転車道全体としての利用方策を検討するというので、今動いていただいております。

委員

審査結果のところにもかかわってくるんですけども、今の事務局のお話、この自転車道だけに限らず、何か基盤整備をしてから、運営とか利用方法について県民の参画、協働というふうな言葉が出てくるんですね。しかしながら、この自転車道にしても、国際的な規模のいろんなイベントをやろうとしたら非常に中途半端なものである。ですから、ハードを考えると同時に、その地域の住民なり、あるいはそれにかかわるサイクリング協会とか、ふるさとを再興するための地域の人たちなどの運営とか事業に対する意見も考えながら、それに即応するようなハードをつくらないと、非常に中途半端だなという感じがいたしました。

委員

今回のことについて教えていただきたいんですが、担当者名から判断しますと、道路保全課の方でこれをおやりになっている。自動車道ですと道路建設課ですね。ちょっと思いましたのは、自転車道について、サイクリングとかレジャーなど観光を中心に整備の計画が立てられてきたというのは、県の何か大きな計画上そうになっているのか。

これは何を申し上げたいかということ、むしろ環境保全とかといったら、もっと都市部での自転車道の整備というアイデアが出てしかるべきではないかなと。自転車道といえは、本当に町中で苦勞するケースも多いですし、むしろ交通量が多い町中で安全に自転車が運行できる方が……。公的なお金を投入するのであれば、むしろそういうところに整備するというご計画があるのかないのか。自転車道がどうしてこういう比較的観光中心、町おこし中心的なものになっているのか、その根拠がどこにあるのかをちょっと教えていただきたいんですが。

事務局

今回の播磨中央自転車道については、もともと国の施策として、国民の心身の健康に寄与するという形での自転車道をとというらえ方でそもそも事業の発想が出てきたものでございます。特に播磨中央自転車道については、県民の生活に潤いを持たせるような各レクリエーション施設を結んで、それらを利用して健康増進につながるように自転車道を整備していこうということで、そもそもそういう出発をした経緯がございます。

委員

この事業は平成7年からですので、恐らく中間の評価とかというのは、国の方では何か出ているわけですか。こういう成果が出ているとか。

事務局

特に国の方でこういう形で成果が出ているというものを出されたということは我々は聞いておりませんが、各地で自転車道の整備を進めてきて、兵庫県も平成7年から播磨中央自転車道について先ほど申しました目的で整備に取り組んできたところでございます。

委員

よくわかったんですけども、成果が出ているかの調査とか検討は、まだなされていないということですか。国でも、ほかの地域でもなされていないと理解させていただいたらよろしいですか。

事務局

はい、特にそういう観点での成果資料が出ているとかということは、まだ我々は耳にしておりません。

委員

国の施策としてこういう事業があるから、うちも一丁乗ろうか、そしたらどこへ行くねんという話で固まってきたというのがどうもわかってきた感じで、今は国から補助が出るからということですけども、だんだん地方へ財源が落とされてくると、そういうことではなくて、今兵庫県にとって一番大事なのは何かということから発想していかないといけませんね。だから、これはこういう事業としては最後という感じで聞かせていただいたら私は納得できるかなと。国の施策としてやるから、お金が来るから、それならうちもやろうという発想は、もうぼつぼつやめないといけないのかなと思って今聞いていたんですけども、ちょっと私の発言はおかしいでしょうか。

委員

この事業費は、国、県、地元、どういう割合になっているんですか。

事務局

国、県で2分の1です。

会長

いろいろご議論が出ておりますが、1期工事と2期工事がありまして、1期工事の方はほぼ完了している、2期工事は、ご指摘がございましたように一体何のために使う自転車道なのか、ロードレースをやるのか、それとも通学用なのか、その辺から検討していかなければならないし、そのためにも交流委員会ができていくということでございます。とりあえず1期工事につきましては、残りわずかでございますので、そこは完成までこぎつ

けてもらって、2期工事については、ふるさと交流委員会中心にもう一遍案をつくり直して再度この審査会にもかけてもらうということで案をまとめたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、文面につきましては、先ほどから言っていますように後でご検討いただきます。

7) 審議番号14 連続立体交差事業 JR山陽本線等(加古川市)

会 長

続きまして、連続立体交差事業でございます。加古川線の加古川駅付近のもので、これは98%まで完成している。残っているのは仮駅の撤去プラスアルファぐらいのもので、これはご議論なしで、早く完成してほしいということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、連続立体交差事業につきましては、事業継続というよりも完了妥当ということで進めさせていただきたいと思えます。

8) 審議番号15 港湾事業 姫路港改修(特重)広畑地区

9) 審議番号16 港湾事業 相生港改修(地方)相生地区

会 長

15番、16番、港湾事業でございます。姫路港の広畑地区は82%完了、相生港の相生地区は、市の担当の奥の方の埋め立てが非常におくれていましたが、3分の1ぐらいの

区間は終わっておりまして、ポンプ場もできている、あとは簡単なところとありますが、250号線のつけかえなどが残っているということでございます。両方とも、県から出されています原案どおり事業継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、港湾事業2つにつきましては、一括して継続妥当ということにしたいと思えます。

10) 審議番号17 海岸事業 東播磨港海岸 二見地区

会 長

先ほど追加説明がございました松江海岸、西島海岸とのつながりの事業でございます。先ほども説明がございましたように、国の方では土砂の流出についてもかなり調査をやっているということで、そういう調査結果を生かしていただきたいと思えます。せっかくウミガメも産卵に来ているということでございます。何かご意見はございますでしょうか。

特にないようでしたら、これも事業継続妥当ということで進めさせていただきたいと思えます。これも、70%以上工事が済んでいるということでもございます。

11) 審議番号8 水道用水供給事業 特定広域化施設整備事業(阪神地域等)

会 長

水道用水供給事業ですが、どなたかご意見はございますでしょうか。これは、実は昭和45年に事業採択がなされまして延々続いている、いつになった終わるか見当がつかないという。こういうものを一体この審査会で審査できるかどうかということ自身が問題と思うんですが、総工費が1,361億円ですか、けた外れに大きいわけです。

委 員

参考に聞かせていただきたいんですが、これは、市川から東、大体全部つながっているに近いですね。市川から向こうの揖保川と千種川に関しては、今後ともこういうことは

一切するつもりはないということですか。

会 長

それと、阪神上水道関係とはどのようにつながるのか。尼崎、西宮を中心にして。

事務局

姫路、太子より西の方ですが、こちらはそれぞれの市町なり別の企業団で水道事業をされておりますので、私どもの方はそこへつないでいくということは考えておりません。例えば姫路市の隣に龍野市がございますが、そういうところでもし水不足ということになってまいりますと、我々の余裕のある中から水を送らせていただくことは可能ですので、そういう話になってまいりましたら当然対応していきたいと思っております。

また、阪神間は、例えば阪神水道企業団というものがございまして、神戸市等がそういう企業団を設立されておりますが、そこ我々とは別の事業になっております。例えば災害時とか渇水時等に緊急に水のやりとりをすることは当然考えてまいります。通常は、それぞれ独立した形で事業を続けていくこととなります。

委 員

今のところ、する気はないということで理解したらいいんですね。よほどの要請がない限り。

事務局

当然、そういう要請がありましたら、我々積極的に対応してまいりたいと考えております。

委 員

やりたいんですか。

事務局

もちろん、要請がありましたら、我々せっかくそういう施設もつくっておりますので、それは有効に活用していきたいと思っております。ただ、今のところ、我々からお話をさせていただいたこともある団体でございますが、それぞれの市町で持たれている水道で対応できるということですので、先ほども紹介しました篠山市とか淡路とかは既にそういう形で広げてまいりましたが、今後、予定しております西脇市以外のところでは具体的な計画はございません。

会 長

水の値段としましては、広域の方が安くつくんですか、小さい方が安くつくんです

か。

事務局

全体としましては、我々水源から浄水場までまとめてつくりますし、各市町が別々に例えばダム等をつくろうと思われましてそれだけ不効率になりますので、用水供給事業の方が効率的だと思っております。

委員

今後のことでお尋ねしたいんですが、追加資料でご説明くださった水道 - 2 の水量動向で、過去10年間で10万 t 余り申込水量が増加したのに対応なさっているのはわかるわけですが、万一逆に減少していった場合に、じゃあこのあたりでやめようかということは、事業をやっておられる方々ご自身が決定して実行できることなんですか。例えば、こちらでオーケーが出て作りかけているけれども、やっぱりやめようということは、一度計画した以上は、多量に減っても、そのまま進めると考えなきゃいけないんですか。

事務局

やはり水需要に応じた投資を行いますので、今後5年間について、前回説明させていただきましたが、もし水需要等が変わるようになってまいりますと、当然先行投資とならないように、例えば建設着工時期をずらしたりということで対応してまいります。

会長

先般、尼崎が水が余ってきているので買いたくないと言っているという話が新聞に載ったことがありますが、兵庫県は今、受水申込水量がこれだけあるといっても、各市町でこんなに要らないということを言ってくれば、どうなるんでしょうか。既に設備をつくっているから、嫌でも買ってこれということになるんでしょうか。

事務局

そもそも事業は昭和40年代からなんですが、市町からの水源の開発なり浄水場の建設の要望も受けまして県で着工しておりまして、我々としてはできるだけ有効に活用していただきたいと思っております。ただ、今後、例えば人口等が減少していくことが考えられますので、そういう中でも、前回ちょっとご説明いたしましたが、市町が持つておられる自己水源の中にはある時期になると水が減ってまいるという形の課題を抱えている水源もたくさんございますので、そういう部分を県水にうまく切りかえていただくなどのことは話をさせていただきたいと思っております。全体としては、せっかくつくった施設です

から、そこは有効に活用していきたいと思っております。

会 長

ほかにご意見はございませんでしょうか。 これも、とにかく大事業が動き出しているわけで、今出されているのはとりあえず平成27年度までですか、県の原案は事業継続となっております。承認してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

いろいろ問題はあるかと思いますが。事業継続妥当ということでお返事させていただきます。

12) 審議番号18 ほ場整備事業 淡河地区(神戸市)

会 長

それから、18番、ほ場整備事業の淡河地区でございます。これは、埋蔵文化財が出てきて、その調査で3年ぐらいおこなわれているとか、公共事業の残土を受け入れる予定が、公共事業の方がつぶれてしまって残土が持ってこれなくなったとか、いろいろ理屈はついておりますが、現在ほとんどでき上がっておりまして、後の見通しもついております。県の原案は事業継続ということですが、ご意見はございませんでしょうか。 ないようであれば、これも継続妥当ということで上げたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、時間の関係もございまして、一応ここで審査を終わらせていただきまして、後ほど県への報告の文章につきましてご検討いただくことにいたします。

それまでの間、事後評価案件につきましてご説明を受けたいと思います。

代表的な例としまして、道路事業と河川事業を挙げていただいたわけですが、事後評価

報告は初めてでございますので、どういふことをどう報告していいか迷われたかもしれません。

まず、道路につきまして、よろしく願ひいたします。

(3) 議案 - 2 事後評価案件(道路事業、河川事業)の報告

事務局

その前に、事後評価について基本的なことだけ説明させていただきます。

前回、道路と河川1件ずつの資料と、平成10年度の委員会の審査結果をお配りしております。

何を事後評価するか、対象の考え方でございますが、国土交通省の例に倣いました。一つは公共事業等審査会にかつて諮ったもの、2つ目は諮った事業で完了後5年を経過したのものについて、評価の対象といたしました。したがいまして、今回の場合は、平成10年度の委員会で再評価され、平成11年度に完了した事業になります。この審査を兵庫県が始めましたのは平成10年度でございますので、評価の対象も今回が初めてとなります。

そうしますと、対象案件ですが、道路が1件、街路が5件、河川が1件、急傾斜地崩壊対策が1件、計8件ございました。今日ご説明させていただきますのは、道路と河川それぞれ1件ずつでございます。街路ですと、関連している工区があつて、単体ではなかなか評価しにくいということや、急傾斜地崩壊対策事業ですと、守るべき対象が事前も事後も変わらずにそのままであるとか、比較するための指標になる事前、事後のデータの有無、防災関係事業では、事前と事後にどの程度の降雨があつたかといった条件がございまして、今回、代表事例2件を報告させていただきたいと思ひます。

事後評価のあり方ですが、今後とも報告は継続させていただきたい。ただ、報告させていただく案件につきましては、比較するための外部データの有無などの条件があるということだけ、事前にご了解いただきたいと思ひます。

それでは、具体的に、道路事業の国道250号の方から願ひします。

事務局

国道250号の安田高架橋の事後評価についてご報告をいたします。

資料の道建-1を願ひいたします。

国道 250号明姫幹線は、西明石から高砂の西部の方まで約23kmの幹線道路でございます。昭和42年より建設が進められております。平成元年に全線が暫定4車線供用となりました。その後、主要な交差点の渋滞対策として、平成4年、8年、10年と順次渋滞交差点の立体化を進めてまいりました。ただ、交通量もどんどん増加しておりまして、明姫幹線と一般県道野口尾上線との交差点でございます安田交差点を中心に慢性的な渋滞が発生してございました。このため、この交通渋滞の緩和、また騒音等の沿道環境改善を図るといふ目的のもとに、安田交差点、安田交差点のすぐそばにあります安田西交差点、鶴林寺南交差点につきまして、安田高架橋建設事業ということで、3つの交差点を高架で通るといふ事業に平成9年度に着手しております。

安田高架橋の建設事業は、事業費が約32億円、立体交差の延長は916m、整備前は片側2車線の4車線道路でしたけれども、整備後には高架橋が片側2車線の4車線、側道部も片側2車線の4車線ということで、計8車線の整備を進めてきました。明姫幹線の整備着手から10年以上を経過していたことから、平成10年度に事業再評価に諮っております。そして、事業継続妥当といった評価を受けまして、事業を促進し、平成13年2月に供用開始しております。

安田高架橋の建設に関しまして、社会経済情勢等の変化を見ますと、交通量につきましては、事業前の平成9年は4万3,890台、事業完了後の平成13年は4万9,144台となっております。

事業の効果でございますが、基本的に平成9年と平成13年を比較しておりまして、再評価時の評価項目で評価してみますと、渋滞の解消につきましては、本線の渋滞長を指標として、安田交差点の渋滞長が事業前の650mから事業後はゼロとなり、渋滞緩和解消につながっております。

交通の円滑化という点でございますが、旅行速度につきましても、事業前は時速26kmという状況が、事業完了後は、本線では時速63kmとなっております。

それから、安全の確保ということで、人身事故率につきましても、事業前の平成9年には634人になっておりましたけれども、事業完了後の平成13年には377人に減少いたしております。

その他の事業効果としまして、高架橋がある場合とない場合の差を便益として算出しておりますが、年間で走行時間短縮便益については15.6億円、走行経費減少便益が0.2億円、交通事故減少便益が0.6億円、年トータルで16.4億円の便益が出ております。

それから、環境の変化につきましては、本線の交通が高架部に転換したこと、そして沿道環境への対策ということで排水性舗装を実施しておりますが、これらの効果によりまして、沿道における騒音が、昼間は事業前の68デシベルから整備後は65デシベルへと、夜間も66デシベルから59デシベルへと7デシベルの低減が見られております。整備後の騒音レベルにつきましては、いずれも「幹線交通を担う道路に近接する区間の環境基準」については満足をしている状況でございます。

以上によりまして、安田高架橋の建設事業におきましては、渋滞の解消、交通の円滑化、安全の確保、さらには沿道環境の改善といった点で、事業の目的はおおむね達成しているのではないかと考えております。

説明は以上でございます。

会 長

どなたかご質問あるいはご意見は……。

委 員

騒音も激減していて、環境に非常にプラスの効果があるということはよくわかりました。スピードもかなりスムーズに自動車が動いているというのはわかるんですけども、せっかくですから、この事業をやる前の予想値と結果の相関性がチェックできれば、教えていただきたいんです。これまでの予想が間違っていなかったのか、もっと効果が出たのかとか、それが出てくると思います。結果だけだったら、予想したのと比べてどうなのかというのがわかりにくいので、事前予想をしていたら、その数値と重ねてもらったらわかると思います。やっていないと言われれば、それで結構です。

事務局

平成9年の時点で現状の調査はしたんですけども、事業自体が42年から連続してやってきて、高架事業についても渋滞の解消という目的でそれぞれの高架をある年ある年にやってきて、事前のデータとして残っているのがこの安田高架であったわけです。それで、ここで事後の状況もきちっと押さえておこうということで、事前、事後の状況をここではとれていたというのでご報告をさせていただきました。事業完了後の予測といいますが、例えば旅行速度が幾らぐらいになるだろうとか、渋滞の緩和がどの程度できるかというきちっとした予測は、9年には持っていなかったというのが実情です。

委 員

それからは、多くの事業は予測をしてやられているんですね。B / Cなんかが出てく

るということは、まさに予想しているからだろうと思いますが。

事務局

B / Cを出すからには、やはりそうですね。今事業評価をしている分については、時間短縮がどのくらいあるかというのも予測して出しています。

委員

今の問題にも関連するんだけれども、投資事業の事後評価を評価する目的、我々の審査会の目的は何かということなんです。もうつくってしまったものについて、役に立ってまずなというだけで、ああそうですかというのでいいのであれば先に進まないで、今のようなことも含めて、こういう作り方が悪かったのかとか、よかったのかとか、事後評価をする以上はそういう何のためにするかという目的意識を持って、そのためのデータをそろえて我々にお諮りいただければいいんじゃないかと思うんです。これだけでは、よかったなというだけのことで終わってしまうので、何となく諮る意味がないかなと思うんですけれども、どんなものですか。

事務局

申しわけございません。最初に言わなければならないことでした。

まず、事業を実施したことによる周辺地域の状況の変化でありますとか、自然環境への影響等の効果をまず確認したいということが一つでございます。それから、今まさに予測値の話がございましたが、今後事業をやるときに事前の評価をしっかりと、その指標は何かということを見つけるといいますか、今のやり方の改善に資するということが2つ目にあるかと思っています。3つ目は、類似の事業等に関しまして、新規あるいは継続事業の評価の際の判断材料といいたいまいしょうか、こういうことをやればこういう効果があるというような判断材料にしていきたい。大きくは3つくらいあるかと考えております。

委員

それなりの指標が欲しいなど。同じ感を出してきたのでは、今後の参考にならないんじゃないかな。ちょっと工夫が要るのかもしれないね。

事務局

事後評価の説明をさせていただく際に、評価した結果どうだった、次はどうだったというまとめもどこかに要るかと思います。すみません。

委員

私も、他の委員と同じことで、ちょっとお願いをしたいんです。今、日本じゅう評価

ばやりなんですけれども、非常に素朴な手法として、ポイントを押さえてやっていただければ至極簡単なことで、つまり、当時提出なさった投資事業評価調書を左側にお出しになって、右側に今回のような事後評価の調書のコピーをおつけになれば、もうそれで済むわけです。

ただし、これは、出すと、こんなんしかできてないのかとか、かなりショックなことなんです。注意しなければいけないのは、事業をおやりになった方を非難しようとか、そんなことをやるのではなくて、やはりここの連帯責任なんですよね。私たちは事業をゴーと言う立場にあるわけですから、自分たちがあの時点でゴーと言ったことが適切だったかという判断を問うための事後評価でもあるんですね。だから、やった事業が間違っていたとか、できてへんやないかというためのものではないということをもまず押さえていただいて、逆に言えば、どんな資料が出てきても、これはいいねという資料を出すだけにしなくてもいいわけです。

あのときの判断を、しまった、間違えたなとか、こういう事情があったからうまくいかなかったんだなとって反省したらいいわけですね。だから、困った事業をやっちゃったんじゃないで、次に判断するときには下手な判断しないようにしたいねというのが私は事後評価だと理解していますので、ぜひ今回の評価につけておられるような評価調書を左側につけて、今の事後評価の表を右につけていただいて、委員がおっしゃった前の予測が果たしてどうだったか、合わなかったのはどんなくあいだったのかというのはみんなで検討したらいいと思うんです。

それは、事業をやられた方の問題というよりも、計画段階でここを見ていなかったとか、そういう議論がここでできたら、今後評価するときに、失敗をより少なくできる、逆に言えば成功をよりふやせると思っていますので、すごく素朴な手法なんですけれども、計画段階の数値を余り気にしないでぜひ出していただきたいと強く思います。全部そのまま出せとは申し上げませんが、その時点での判断がどんなだったか、判断の根拠にしていた数値が何だったかということを改めて私たちに見せてくださいますと、事後評価。ここで議論する材料をお出しいただくようにぜひ考えていただく方がいいんじゃないかと、これは私の感想です。

よくなったということはとてもよくわかりますけれども、やっぱり評価というものはそういうことだと思うんです。繰り返し申し上げますけれども、事業をやった人に関してクレームを言ったりするものじゃないんです。審査会が私たちの判断を反省するものだ

と、その資料をご準備いただくんだと考えていただく方がいいと思うんです。

事務局

事業者側ではなくて、審査会側のための資料というふうに考えて。

委員

当然ですよ。この審査会がした評価が適切であったか、不適切であったかを検討するためのものなわけですよ。だから、事業をおやりになった方たち、こんな変な事業をやったのかというようなことを言うためのものじゃないんだということを強く申し上げたいんです。

事務局

ありがとうございます。11月2日のときの赤いインデックスで「道路」と「河川」というものがついているのが平成10年当時に出した資料のようなんです。ただ、審査会に出す資料が年々様式が変わっているということもあって。

委員

すみません。後ろのところを見ていなかったの。そういうところにアンダーラインして、ここの数値、ここの数値と対比してくださると、とてもよくわかると思います。

委員

だけど、赤いのは、かつての実測値と現状の違いしか出ていないですね。当時の予測値は全然出てないと思います。

委員

そうですね。ですから、B / Cなんか、当時どう判断したかというのを出示できると、とても……。当時はなかったんでしょうけど。今後は、ぜひ対比していただけたらと思います。

委員

予測していたよりよくなっているような感じもするんです。実は私、ことしここを走って、高架になっているからどうなるんだろうと思って側道を通ったんですよ。非常に変わっていて、渋滞がなくて、昼だったんですけども、高砂から帰るときに間違っ側道を走ってしまったりして、また高架とひっついたので、非常に効果がある。

恐らく、予測値よりよくなっている部分もあれば、そうでもなかった部分もあるかもしれませんが、予測値の立て方そのものを修正していく資料でもありますよね。こういうデータはどんどん出して、事業をする側としても蓄積していただけたら、確度の

非常に高いB / Cが打ち出せて説得力が強くなると思いますので、ぜひとも今後このようにやっていただけたらと思います。

委員

このように公共事業の事後評価を出されるとというのは、一昔前だったら考えられなかったようなことで、大変なことだと思えます。そのことについては、大変評価をすべきだと思います。

同時に、いろんな行政情報を県民も共有していくというのが時代の流れですし、県も協働と参画というのを一つの大きな県政の柱として進めておられるわけで、できればこういう事後評価の結果を、どういう形がよくわかりませんが、広く県民にも知らせるというか、県民も共有していくというか。我々はここに審査委員として出ていますが、同時にこの決定は県民の目にさらされているわけですから、事後評価についてもそういう形を将来的にもとっていくことが必要じゃないかと思えます。

委員

2点質問があるんですが、一つは、B / Cが1年当たりということでBをはじき出されておまして、これは総事業費32億円に対して大体2年でB / Cが1を超えるという理解をしてよろしいのでしょうか。今のB / Cの評価の方法でしたら、例えば何年分ぐらいを見られるのか。今までの道路事業に出ていて評価方法を伺っているはずですが、頭の中にございませぬので、ちょっとそのあたりを教えていただきたいと思えます。今の方法で評価したら、これはどうなるかということです。それは、先ほどの予測と実績の比較みたいなものにも関連するかと思えます。

2番目は、先ほど事後評価の目的を3つほど言われましたが、そのうちの評価方法が正しいかどうか検証するという目的のことです。もちろんそれは非常に重要なことなんです。こういったいろいろな事後評価の結果出てきたデータは、やはり国の方にフィードバックされて、国が今定めている事業評価の方法もどんどん改良してリファインしていただきたいと思います、その材料にしていくべきだと思えます。各自治体から集めれば、かなりたくさんの事後評価のデータが集まると思えます。そういった国とのやりとりみたいなもの、そういうチャンネルがあるのかどうかということについて、ちょっと教えてください。

事務局

まず、年間便益16.4億円という結果を書いているんですが、単純に言って、1年、2

年の話であれば、割引率とかいろんなことを考慮しても2年でペイするというか1.0になる。ただ、この場合は、実は事業費の中で隠れているのが用地買収費で、全体の中でも用地買収してしまっていて、安田高架の用地買収はしていないわけです。用地費というのが実はこれで抜け落ちているということがあります。ただ、用地は、相当昔、昭和42年から事業がスタートしていますので、ちょっと今ではわからないというのが実態です。又、実際の便益計算をする場合には、供用開始後40年間を見ますが、単純に16.4億円の40倍ではございません。大分割り引かれていきますので、少なくはなると思います。それは出していませんけれども、そういうことになります。

事後評価をした結果につきましては、国の方には報告するようにしています。最終的には、国も全国ベースで評価方法などいろいろ検討もされることになると思っています。

会 長

確かに、ここでは用地費が勘定から外れているというのが非常に大きいと思います。これを入れたら40年でもどうなるか。赤の方で見ますと、全体事業費が470億円。

ほかにございませんでしょうか。大分時間も押してまいりました。河川の説明を聞いてから休憩に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

二級河川東川広域基幹河川改修事業の事後評価について説明いたします。評価調書の河整-1からとなっています。

まず、東川及び河川改修事業の概要について説明いたします。東川の概要については、河整-3を用いて説明しますので、そちらをごらんください。東川は、西宮市の中央部の住宅地を南北に貫流する典型的な都市河川です。河口付近で左支川の津門川と合流し、今津港に注ぐ流域面積11.52km²の河川です。流域の状況ですが、市街地が進展しておりまして、流域の87%が市街地、残りの4%が田畑、9%が山地となっております。

続きまして、河整-4をごらんください。事業の概要について説明します。事業区間は、河口から国道171号上流の広田橋までの3,650mで、昭和26年度に着手しまして、河床の掘り下げや橋梁改修等を行い、平成11年度に完成しております。後ほどの説明にも出てきますが、昭和36年洪水時の浸水範囲を赤色で塗りつぶして表示しています。当事業の総事業費は98億円となっています。

河整-5をごらんください。これは、上流区間の現況写真と横断図です。横断図に赤色で示している部分が改修断面です。このあたりは、川幅が狭く、矢板を使用して低水路を

掘りまして断面を確保しています。

それでは、河整 - 1、投資事業評価調書に戻ります。

前回平成10年度に行いました再評価の結果ですが、東川では、大規模な浸水被害が発生しておりまして、早期に完了を図る必要があるとして事業継続が妥当であるとの答申をいただいております。

事業をめぐる社会情勢の変化についてですが、図1に西宮市と兵庫県の人口の変遷を示しています。西宮市の伸びは兵庫県平均より大きく、流域では市街化が進展するとともに、被害ポテンシャルも大きくなっていると言えます。

次に、各視点に基づき行った事業の効果等について説明します。なお、河川事業につきましては、事後評価の一般的な手法が定められていないことから、東川の事業内容や周辺の状況等を勘案しまして、当該河川に即した評価手法で検討しております。

まず、再評価時にも評価を行った項目である安全・安心につきまして、洪水被害軽減効果について検証を行っております。でございますが、洪水被害の実績について改修前と改修後の比較を行っております。東川では、昭和36年、昭和42年、平成元年に大きな洪水被害がありました。降雨や被害の状況は表1に示すとおりです。また、事業完成後の平成11年6月にも同様の降雨がありました。ここでは昭和36年と平成11年の降雨を比較しますと、時間雨量、日雨量とも、ほぼ同程度の雨量が観測されております。ところが、被害状況を比較しますと、昭和36年には2,000戸を超える浸水被害が発生しましたが、平成11年では一部内水被害があっただけという結果が出ており、事業の効果が発揮されたと考えております。

河整 - 2 をお願いします。では、水位の比較を行っております。先ほどと同じ平成11年の出水時のデータをもとに比較を行っており、実績の水位、これは計算による水位でございますが、それを青色で示しています。このときのデータをもとに改修前の状況における水位をシミュレーションしてみますと、赤色になります。改修による水位低下量を見ますと、改修後には水位が0.6 mから1.4 m下がったことがわかります。また、堤防高と比べて見ますと、河口から1 km付近では、改修前ではわずか6 cmしか余裕がありませんでしたけれども、多分相当あふれ出していただろうと想像されます。以上のことから、改修により水位は低減しておりまして、浸水被害軽減効果を発揮したと考えております。

次に、再評価時には検討しておりませんでした項目について、事業効果の評価をしております。

まず、地域の活性化の評価として、河川の利用状況について説明します。当該事業では、親水空間として3ヵ所の公園を整備しております。休日には家族連れなどの散策が多く、夏には川で遊ぶ子供たちも見受けられ、東川が周辺地域の憩いの場になっているということが考えられます。

次に、快適性・ゆとりの評価として、水質の比較を行っております。表3に示しますとおり、改修の前後ではBODの値が大きく改善されているという実績がありますが、これは河川改修によるというよりも、下水道の普及によるものが大きいと思われま。参考として見ていただければと思います。

次に、有効性としまして、B/Cは5.0となっております。費用便益比としましては十分な効果が発揮されていると考えています。

最後に、環境の変化として、生態系や景観に対する影響を評価するために、魚類等の捕獲調査を行っております。表4に示しますように、中流部の津田橋付近では、希少種であるメダカ、ドジョウ、ウキゴリも確認されています。また、上流の国道171号御手洗橋付近でも、コイ、フナ類、モツゴが確認されております。表4には、その個体数と種類数を示しております。これらの状況から判断しまして、東川では、都市部の河川としては比較的良好な生息環境が保全されていると考えられます。ただし、改修前がどのような状況であったのか、現在記録がございませんので、その比較をするという評価まではできておりません。

以上、本事後評価は、評価手法が確立されていない中で行ったものですが、事業の効果は十分発現していると考えられます。

ただ、今回の事業は、治水安全度5分の1というまだまだレベルの低いものであり、県としましては、今後さらに安全度を高めていくことが必要と考えておりまして、この川をさらに拡幅したり、あるいは河床を掘り下げたりすることは物理的に難しい状況にありますので、今後は、既存の公園やため池、校庭などを活用した流出抑制や下水事業と連携するなどして流域の安全度を向上させていきたいと思っております。また、現在の河川につきましては、今後、適正な維持管理を行いまして、治水、利水、環境といった面でそれぞれ効果を保持していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、東川の事後評価とさせていただきます。

会 長

東川を例にしまして、河川事業の事後評価の報告がございましたが、どなたかご質問

はございませんでしょうか。

委員

断面を見ましたら、ふだん水の流れるところが三面張りになっていますね。将来改修をするのは難しいというお話でしたけれども、これをバクテリア等が生息できるような環境に徐々に改めていったら、もっといい数値が出てきそうな感じがするんです。もうこれからは、県の都市河川でもこういう三面張りは余りなさらないんでしょうね。そうしていただきたいんです。前に聞いたのは、砂とか土のところを 200m や 300m 流れるとほとんど浄化されるんだと。速度にもよりますけれども。三面張りだったら、どぶそのもので、その中で水質が浄化されることはまずないと聞いています。かなりよくなっているんですけれども、それはどうも下水道の整備によってだというふうに正直におっしゃってくださいます、せっかくですから、この川自体の中で浄化できるような環境づくりをこれから河川事業としてはぜひともやっていただきたいと思います。お願いというか、そういう気持ちでございます。

委員

一つは、平成11年6月の出水における東川の水位比較がありますが、先日来の台風災害で、この河口からの水位の問題は余りなかったのか。河川改修によって、大体予定どおり、その周辺の人には余り水害にお遭いにならなかったのかどうか。これは質問です。

もう一点は、治水安全度がまだ安全ではないということでした。だから、事後評価について、先ほど出たご意見と全く同感なんです、後でコメントなされたような、この事業ではかくかくしかじか、現状ではまだ問題が残るんだということ、いろいろとやるべき手がまだまだあるんだというふうなところまで触れて書いていただくことになるのかどうか。なかなかそこまで書きにくいということなのかもしれませんが、事業そのものの評価をしようとする、事前と結果、そして事後でそれが期待どおりにいったかいかどうか、いかなかった場合はどうするんだということまで触れないと、見ている方はもう一つ安心しないという点がありますので、それについてお考えがあれば教えてください。

事務局

まず一点目、今回の台風23号のような台風でどうだったかということですが、台風23号につきましては、県下全域に多量の雨を降らせました。その中にありまして、阪神間は比較的、特に瀬戸内側は少なかった。確率でいいますと、例えば淡路島とか但馬で

は50分の1から100分の1といった非常にまれな洪水でしたけれども、そういった中で、阪神間では大体15分の1ぐらいではなかったかと現在試算をしております。そうした意味では、今回、この東川につきましては、特に破堤とか溢水といった被害は出ておりません。

2つ目に、今後まだこういった課題があるということにつきまして、それをどのように事後評価に織り込んでいくかということですが、これはまさに委員おっしゃるように、ここに書いていませんでしたけれども、事後評価と先ほど最後の方で触れました課題とをあわせて表現していくことも必要かと今思っております。そういった意味で、まだ安全度は5分の1と申しましたけれども、今後、例えば先ほど言いましたように上流域での総合的な対策をしていくことが課題となっておりますので、実はこの阪神間につきましては、この東川に限らず、新川であるとか、堀切川であるとか、津門川といった西宮市を流れますすべての河川を対象にしまして流域内対策をしていくよう計画しておりますので、まさに今ご指摘のあったことは今後我々も取り組もうとしていることとさせていただきます。

委員

これは女学院の近くを流れている川だと思うんです。それで、門戸厄神駅をおりてすぐ流れているのが津門川なんですか。あの津門川の横をずっと女学院の学生や通勤の方たちがたくさん歩くので、あそこの川の上をふさいでしまうという話がありまして、教授会でも問題になったんです。それで、私は反対したんですね。あれを道にしてしまう、川をふたしてしまうというのは、要するにどぶ川になってしまって、生き物は酸素を吸えなくて全部死んでしまうわけですね。それは西宮市がやるんでしょうけれども、道幅を広げるために川をふたしてしまうということについて県はどのようにお考えなんですか。

事務局

今おっしゃいました川は東川の左支川の津門川という川の上流でございます、この津門川につきましては、我々が管理します区間、いわゆる知事が管理する区間と、その上流は普通河川となって地元西宮市が下水の方で雨水路として管理しているということとさせていただきます。ふたがけ・暗渠になったということも恐らくそういった場所だとは思いますが、それについては西宮市の判断でされているということで、直接的には我々調整等は行っておりません。

委員

先ほど治水安全度が5分の1ということで、そういう河川が都市河川の海岸側は多いのかなと思うんですが、実際に5分の1程度で判断していたら市民は黙っていないと思うんです。実際上の数値としては、やはり5分の1ぐらいになるんでしょうか。

それで、総合治水ということでこれからやっていこうというご計画のようですけども、どういうところで今後貯留されるのか、そのあたりを教えてください。

事務局

5分の1と申しましたのは、川の場合、余裕高をとりますが、その余裕高を控除した部分で安全側に評価したときに5分の1となっておりますので、余裕高を含めると、もう少し安全率は上がるであろうと思います。ただ、一方で、西宮市の下水排水の安全率が今6分の1から10分の1の間に入っておりまして、我々としましても、先ほど申しましたように、この東川につきましては、そういった下水道計画と連携しながら、あるいは調整しながら安全の規模を上げていきたいと考えております。

貯留施設の場所は、例えば川を二層化する、貯留槽を設ける、グラウンドの下を利用する、また、新池とか大池といったため池が上流にございますので、そういったため池のかさ上げ、あるいは容量を治水の方に使いまして調節機能を持たせるといった、複数の案を今検討しております。

委員

親水公園の写真を見せていただいておりますが、都市の河川空間において、この手のちょっとくぼんだような人工的な親水空間をつくっているところが各所に見られます。河川環境と治水と利水ということでバランスが必要になるんですが、こういう種類の親水空間について、出水時の安全性とか土砂収支とか、この当時はそういった視点でつくっておられないんじゃないかと思うんです。今回の台風なんかでも、例えばこういう階段のところにはぼかっと土砂がたまったりしたところも見られたり、本来あるべき水の流れとか土砂の動き方になじむような親水空間の作り方をこれから考えていかないといけないと思うんです。

私自身に答えはありませんけれども、人工的な、自然とは違う形の工作物なり構造なりをつくったりすると、土砂バランスが、自然と違う流れが起きている可能性があるんですね。この手のものも多分そうだと思うんです。本来、こういうくぼみはこういう場所にはないと思いますし、それから先ほどの海岸事業の人工海浜のときにも非常に感じたことなんです、本来の土砂収支に逆らって人工的な構造物をつくっていないか。事後評価に

はそういう意味があると思いますので、こういうタイプの親水空間についても、これから何回か受ける被災のその後の調査をされることも含めて、こういった空間をつくっていくべきかということをごひ現場サイドからも考えていただければと思います。

会 長

先ほどの自転車道ではございませんが、親水公園も、結局、市民がどう使うかということになってくると思うんです。ここは割に使われている方ですが、せっかくつくったのに、だれも水に親しんでもくれない、無理をすればそういうことになってくる。だから、その辺もことも考えて事後評価していただけたらと思います。

委 員

先ほどお話があったように、この事後評価河川だけではなくて、いろんな河川でこういうことをやろうという計画、まさにそれは大切だと思います。今回の台風によって、河川の水害対策に対する住民の意識が物すごく高まってきている。そういう中で、例えば、河整 - 1 のところに浸水面積がありますが、これを河整 - 3 のところでこの程度浸水したということ在地図に落とすことはできるんですか。

事務局

落とすことはできます。

委 員

昭和36年と平成11年の比較はできるわけですか。

事務局

基本的にはできると思います。

委 員

そういうものを地図に落として住民にアピールしていくというか、防災マップというんですか、河川ごとにやるというのはなかなか大変だろうけれども、そういうものに取りかかっていく必要がこれからあるだろうと思いますので、その辺は力を入れてもらったらいいかと思います。

事務局

ちなみに、資料に出しませんでしたが、今画面に映っているのが、昭和36年の浸水区域実績図でございます。それから、先ほど言いました平成11年のときですが、これが小さくなってしまっていて、こういったわずかの部分で下水等での浸水があったということでございます。

委 員

こういうのをPRして出していったらいいですね。

会 長

ほかにご覧いませんか。

まだいろいろご意見があろうかと思いますが、議題の2はここで終わらせていただきます。

(4) 議案 - 3 公共事業等審査会審査結果の協議

会 長

お手元に配付しております案は、先日お送りしたものを訂正したものでございます。非常に差し出がましいというか、厚かましい話で、本日の審査結果まで用意してございますが、これは勝手に入れたものでございますので、ご自由に書き直していただけたらいいかと思っております。

では、事務局の方からお願いいたします。

事務局

少し時間をいただきまして、読ませていただきます。

(審査結果案朗読)

会 長

まず、総論的なところでご意見を伺いたいと思っております。

今日ご欠席あるいはご退席になった委員もございまして、これはもう一回書き直しまして、またお送りして最終のものにしたいと思っております。

委 員

文言ですが、1枚目の「審査結果について」というところで、「記」の上です。下から5行目、本審査会に「改めて諮ることにした」と。諮るのはどなたなのか。知事が諮られるので、「諮りたいとした」とか何とか、そういう文章でないと、我々の審査会としては不適當な文章になろうかと思っております。この辺、文言を整理していただきたい。

事務局

わかりました。「本審査会に」の「会」も抜けておりますので。

委員

審査会のことをどこか、「記」の上の下から3行目あたりに例えば「事業実施に当たり、下記の本審査会の意見を」と、何かつながりをつけておかないと。

それから、1ページの下から5行目と6行目との間に何か要らないのかなという気がするんです。上に意見を述べられているんですけども、こういう意見について、そういうものを念頭に置いてとか何とかといったようなことで「本審査会では、」ということになる。上の意見がどこかに、下につながっているんですか。いろんな災害のこととか、人口減少のことで意見をお書きになっているわけですね。それが本審査会の今回の審査とどう関係するのかという。言いつ放しでいいんですかな。確かにこれでいいと思うんだけど、この意見は何かあるわけでしょうね。本審査会の審査の結果とどう絡むのか。作文だけの話ですから、特にあれですけども、ちょっと気になったから。

委員

2ページですが、最初の の1で、台風23号が想定を上回る規模の降雨なのかどうか。どのあたりを言っておられるのか。規模的には、総量としては従来よりも小さいぐらいの雨ではなかったかと思うんですけども。

その点と、同じあたりで、防災情報の提供というのは、非常に重要なことだと私も思っております。ただ、実際にはハザードマップとかそういう形で逐次各河川の情報が提供されるようになるかと思うんですけども、示すだけでは、どんどん危険なところにも住むという状況が続くと思うんです。それで、ここは氾濫域であるとか、そういう情報については、不動産の関係の方は義務としてそれを提示させるとか、条例とかそういうのが要るのかもしれませんが、そういうことをしてやらないと、市民は常に情報不足のまま、氾濫域に土地を買わされてしまうとか、非常に不幸なことが起こり続けると思います。そういう点、こういうところに記載してどれだけの効果があるのかわかりませんが、県としてはどういうお考えなのか、少しその2点を教えてください。

事務局

まず、「想定を上回る規模の降雨」ですが、今回の23号で、但馬では観測史上初といいたいでしょうか、24時間に300mmを超えるというのはなかったことですので、そういうことも踏まえて書きました。

それから、防災情報とあわせて、いわば地域の特性といいたいでしょうか、そういう地域

であるという情報の提供ですけれども、すぐにそれを提供できるシステムを私ども持っていませんし、市町の役目もあろうかと思しますので、その辺は、ソフトな災害対策といいたいまいしょうか、それとあわせてまた検討することになろうかと思します。ただ、そのことをここに書き込むということについては、検討させていただきたいと思します。

委 員

小さなことなんですけど、2枚目の審査全般を通じた本審査会の共通意見の2つ目の2行目の「人口減少局面への移行などの社会経済情勢の変化」、こういうことについても私は意見を述べたと思んですけど、そのときは「人口減少社会」と言ったと思します。これは、県のビジョン委員会でも、あるいは厚生労働省でも、言葉としては人口減少社会へ移っていったということ、で、「社会」でいいんじゃないかと。「局面への移行」というのは、ちょっとやっぱりぎくしゃくしてますから。

それと、これも以前申し上げたかと思んですけど、全部には必要ないですけど、今はもう西暦の社会なんですよ。だから、すべてとは言いませんけれども、例えば最初に出てくる「平成11年度」という1カ所がいいですから、丸括弧して1999年ということだけを入れられた方が。私たちの世界では随分前から、西暦が先に来て、丸括弧で平成何年というのが定着しています。全部は必要ないと思んですけど、この中で見ると、ことしは平成16年ですから16年と、5年を経過したということ、平成11年の2カ所ぐらい、どこか最初のところに入れられた方がいいんじゃないかと思んです。役所の方は全部西暦は省いておられるので。内部の資料ですから、ご検討いただいた方がいいんじゃないかと思します。これは、記者クラブへ持っていきますからね。これは全部、手帳を見て直すんですよ。「平成11年」とはまず書きませんね。それを一たん直してから書きますから、テレビでも一緒です。どちらが進んでいるか、おくられているかということじゃなしに、そちらに移行しているから。

会 長

参考にしていただきたいと思います。

委 員

現地視察しましたときも、武庫川ダムに至るまでの間でも、本当に危険なところで住宅開発がされておりました。そういう川の近くとか海の近くで開発すること、まちをつくるということについて、やはりその土地がどういうところであるかということのきちんとした情報というか知識というものをどこかで、開発する段階でチェックし、知っておいても

らうことの必要があるのではないか。今、ほかでも、例えば工場の跡に住宅地を開発すると非常に危険な問題があるわけですね。そういうことも震災後、平気でやっているところがありますけれども、健康や住まいの安全・安心について、県民への啓発が必要なのではないかということも思いました。

そういうところに住む方が悪いという前に。県民の住まいリテラシーのようなものをどこかで育てていくということ、公共事業の審査会と直接関係ないかもしれませんが、そういうことを同時にと思っております。

それから、2番のことに关しましては、「真に必要な社会基盤整備を選択し」はこのとおりだと思いますけれども、これから人口が減少していく、少子化、高齢化もしていくようなときに、例えば今、過剰なほどマンションが建てられていっている。恐らくやがては廃墟になっていくのがたくさんあるだろうと思うんです。30年ぐらい単位で世の中が変わっていく、もう少し早いテンポで変わるかもしれませんが、例えば21世紀後半、そういう未来を見通して、何年か後には人々の生活がどのようになっていって、環境の問題がどのようになっていくかということも射程に入れて社会基盤整備をしていってほしいということもたびたび出た意見ではなかったかと、私は考えております。

会 長

具体的にどう入れるか、文章にするのは難しいと思うんですが、どこか生かすところがあれば、検討してください。

では、ほかにあるかと思いますが、時間の関係もございますので、各論に入っていきたいと思ひます。

事務局

それでは、各論の方は5つぐらいずつやらせていただきたいと思います。

(審査結果案朗読)

会 長

4番の都市公園事業、 の三木総合防災公園まで、何かご意見はございますでしょうか。

委 員

防災公園ですが、下から2行目の「自然環境学習や防災学習」というのは、やっぱり

「防災学習」が先ではないか。防災公園なんですからね。

ということとあわせて、この前見学をさせてもらったこの広域防災センターや防災科学研究所ですか、そういうものとの連携を密にしてというような言葉、「運用面」というより「運営面」と思うんですが、「連携を密にして、運営面で」といったことをお書きいただいたらいいのではないかと思います。

事務局

委員おっしゃるのは、E-ディフェンスとか、ああいった施設との連携ということでよろしいですか。

委員

そうそう。

事務局

わかりました。

委員

一つは、砂防事業のところ、これはどういう形で入れるかですが、砂防事業だけでここに書かれておりますような防災樹林の維持管理云々ということが展開できるわけではなくて、恐らく兵庫美しい森づくりといいますが、里山の整備も含めて、これは総合的な事業の中の一つとして位置づけられるべきではないかと思います。そういう意味で、六甲山系グリーンベルト整備事業が単にそれだけで独立して運営されて成果が上がるというよりも、総合的な森づくりの政策といいますが、そういう面での効果を発揮していただきたい。したがって、当然のごとく、関連部門の連携プレーをよくとっていただいてという気持ちがあるんですが、それをどういう形で入れるか、意見として言わせていただきたいと思います。

それから、4番の三木総合防災公園のところ、防災公園がこういう形でつくられることは非常に結構なことで、防災的な機能云々というよりも、ふだんの災害のときの備えに関してであります。参考に、一つだけ関係ないことを質問させていただきます。先日、新潟・中越地方でああいう地震が起こりましたときに、非常時のものとしてこのたしかグラウンドの観客席の下に貯蔵されているものがいろいろあったんですが、そういうものが役に立つべく提供されたかどうか。関係ないんですが、ちょっと思い出したので、後で教えてください。

そこで、これについて、スポーツ・レクリエーションの場を提供しながらということ

になりますと、スポーツ・レクリエーションの場の運用面では県民の参画と協働により自然環境学習や云々となっているんですけれども、こういう書き方は一般論になってしまうので、三木総合防災公園というのは一体どういう形で後々スポーツ・レクリエーション等々の場として活用されるのかということで、管理主体といいますか、効率的な管理、運営を当然図っていただきたいということがどこかで欲しいなという気がいたしました。

会 長

1点目は、今お答えいただけるでしょうか。

事務局

県の森づくり、総合的に取り組むという話でございますが、現在も、住民参加の森づくりの中で、森林ボランティアあるいは森のインストラクターといった農林部局でとられておりますシステムとも連携をとっていこうとしております。これからも、農林部局と連携しながら、県トータルで取り組んでいきたいと考えております。

会 長

ぜひ文章の中へ今のことを入れていただきたいと思います。

三木防災公園につきましては、この間役に立ったかどうかということ、それからスポーツ・レクリエーションのことを……。

事務局

1点目の備蓄物資の件でございますが、実は、まだ残念ながら三木の方に備蓄されておりません。したがって、食料の問題で非常に不足したということでございましたけれども、今回については未対応ということで、来年度にこれは備蓄される予定でございます。ご了承ください。

スポーツ・レクリエーションの場といたしましては、何分施設が非常に大きいものでございますので、現在、スポーツ団体、例えば陸上競技場ですと兵庫陸協、サッカーですと兵庫県のサッカー協会といったところと大会誘致、運営について協議をしているところでございます。オープン当初からの予定でございますが、現在、近畿の陸上競技選手権大会を来年9月上旬もしくは8月に開催すると聞いておりますので、引き続き各団体と協議を十二分に深めまして運営していきたいと考えております。

委 員

今おっしゃったとおりにぜひお願いしたいと思います。ここで書かれている平常時の公園施設云々で、「バスなど公共交通機関によるアクセス交通手段の確保を図るととも

に」の後が「県民の参画」となっているんですが、今お話に出たようなことを少し入れていただくとありがたいと思います。

会 長

1行目でございます「県民のスポーツ・レクリエーションの場を提供しながら」というのを4行目ぐらいに移していただいた方が、まとまりがいいかなと思ったりしております。

委 員

先ほどの砂防事業に関連しまして、「保安林など法規制に限界がある」ということで、あきらめぎみの文章なんですけど、実際にはそうなのかもしれませんけれども、やはり法律を最高度に活用して、わかり切った開発といいますか、見た目にもよくない、あるいは危険がある開発をいかに規制するか、現在の法律を駆使しながら、それでもだめなのだというような、例えば「保安林などの法規制を最大限活用すべきところであるが、限界があることから」とか、そういう努力の跡が見られるところを少し示していただければと思います。

会 長

事務局、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。 では、ダム事業は注釈がつきますので、この一項目だけをお願いします。

事務局

(審査結果案朗読)

会 長

ご意見はございませんか。

委 員

文章、「諮ること。」でとめちゃうんですね。

委 員

「計画策定」というのは、何の計画でしたかな。

事務局

鞍居川そのものの治水計画であり、また千種川全体の整備計画です。

委 員

きちっと対象を限定して書いておいた方がいいんじゃないですか。

事務局

「河川整備計画策定の上は」とさせていただきます。

委員

ダム計画について諮られているんですから、話が違ってはいませんか。

会長

河川整備計画はこの審査会で扱うんですか。

事務局

ダムをつくるつくらない、あるいは河道改修する、それもすべて含めて河川整備計画になりますので、そういった意味では、千種川の河川整備計画を策定するということになります。

会長

それはこの審査会に諮られるわけですか。

事務局

当審査会につきましては、事業化に当たりまして、公共事業審査会ですから、例えば平成18年度に建設のための公共事業費用を予算要求することになりましたら、予算要求する前にこの審査会に諮らせていただくことになります。

会長

よろしゅうございますか。またお気づきのことがありましたら、事務局にご連絡いただくことにしまして、道路事業をお願いします。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

道路事業、代行事業を含めて合計4件になりますが、ご意見はございませんか。特にないようですから、次に進ませていただきます。次は、問題のある自転車道整備事業でございます。

事務局

(審査結果案朗読)

委員

文言ですが、ツアー車やマウンテンバイクは高級とは限りませんので、「高級化」と言わずに「多様化」とか何とかという言い方をしないといけない。今、マウンテンバイクでも1万円くらいでありますので。

それから、「危険防止のための」というところ、高級になったら、あるいは多様化して何で危険なのかという、その論理が飛んでいるので、ここをどうするか。ちょっと今、知恵はわからないんですけども、この文言を考えてください。

事務局

危険防止のためだけではないという意味ですか。

委員

そうじゃなくて、高級化したら安全な自転車であるということになりませんか。

事務局

わかりました。多様化に対応したといいましょうか、そういうことでございますね。

会長

多様化に「伴って」じゃなくて「対応した」じゃないですか。

委員

そうですね。

委員

加古川市が入ってくるのは、播磨中央自転車道に既設の何かがあるからですね。加古川右岸自転車道ですか。ちょっとそういうことを書いておいた方がいいのと違いますか。「加古川右岸自転車道と 期の連携を図るため」とかというような言葉があった方がわかりやすいと思いますね。

事務局

加古川右岸自転車道と連結する自転車道のネットワークを形成することが必要であると、中ほどに……。

委員

ああ、なるほど。それで、その後の「その際」から今議論になった「必要がある。」までの5行くらいですが、これは県下全域の自転車道に関係するんじゃないの。であれば、この部分だけ最後にでも示して、全体の自転車道についてこういう感覚でやるんですよというふうにした方が。これは、加古川の自転車道だけの話じゃないでしょう。先ほど来、自転車道全般についていろいろご議論があったのだから、この部分だけそっくり下

に持ってきたら書けそうな気がするんですけどね。

事務局

「着手に当たっては改めて本審査会に諮ること。」と、先ほどの金出地ダムと同じように、審査会としてはそこはきちっと締めておこうかと思って、前の方に持ってきたんですが。

委員

一般論の話が大分議論で出ていたから。

会長

「その際」から「する必要がある。」までは、やっぱり後ろの方がよかったかもしれませんね。

委員

「ソフトにあたる多面的な利用のプログラムを組み立てられたい。」として、その際具体的にこうこうこういうぐあいにと、かなり詳しく出ているんですが、こういう意見が出たのは、自転車道の利用状況の問題があってなんですね。余りよくないという意見が随分出たわけで、そういう前提を入れてこそ、初めてこういう必要があると。データもほとんどないわけですが、最初にいただいた資料でも出ていますし、今日いただいた資料でも姫路で1日1,654台と出ていますし、2期工区までもという中で利用者がどれくらいあるのかということが議論になったわけですから、そういう前提を一行でも入れておいたら、そのためにこういうことが必要なんだということがよくわかると思います。

委員

自転車道についての諮問の形式なんですけど、これは、1期と2期とを分けているんじゃないで、全体を通して継続が妥当であるかどうかという諮問であると思うんです。そうしますと、この答えの書き方では、もちろん趣旨はわかりますよ、1期工区はさっさとやっつけてしまいなさい、2期工区は問題があるから、また諮ってくださいよというふうになっているんですけども、全体として見たら、一体条件つきゴーなのか、あるいは1についてはいいけれども、2についてはだめよと言っているのか、そのあたりがちょっとあいまいだと思うんです。1期と2期を合わせて再評価の対象になっていまして、1期についてはどうですか、2期についてはどうですかという諮問じゃないので、答申の仕方としてはどのようにあらわしたらいいのか、ちょっと問題かなと思っております。この書き方ですと、1期はいいけれども、2期については条件つきでいいよという意味ですよ。そうい

う皆様のご意見の統括でよろしいんですか。

委員

2期については改めて諮るということでしょう。

委員

改めて諮るということは、だめよという意味ですかね。

委員

まだ現時点では判断できない。

委員

こういう形でよろしいんですか。私、明確に書かないといけないという癖がついてましてね、どうかなと思いました。

会長

本当はそうでしょうけどね、どっちともとれる書き方で。

委員

玉虫色のというか。

会長

そもそもの調書が玉虫色なんですよ。

委員

そもそもは、継続妥当と書いてある。

会長

その前の事業内容のところ、1期工区と2期工区とに分けてあるんですね。

委員

でも、合わせて妥当という調書になってますね。

委員

そうであれば、最初の柱で、金出地ダムについては調査継続が妥当、他の自転車道以外の16件については継続することが妥当、自転車道については云々と、そういう書き方もできないこともない。

会長

そこで書いてしまいますか。

委員

そこで書いた方がわかりやすいですね。

委員

今のに絡んで、一つ質問させてください。播磨中央自転車道で、4行目のところ、「未完成区間を早急に整備し、取りあえず加古川右岸自転車道……」の「取りあえず」というのは、1期で加古川につながる下のグリーンのところと思いましたが、この「取りあえず」はどう理解したらいいんでしょう。

委員

前に「1期工区約14kmのうち」と書いてあるから、これはこれでわかりますね。

委員

とりあえず連結をするといいますと、2期工事がそのうち出てくるよという表現にとれるのかなと。つながりがです。2期工事はやるかやらないか結論が全く別であって、やるという結論になるかもしれないとすると、とりあえず今やっているところをやりましょうと。そうすると、必ずそのうち2期工事も出てきますから、まずはやりましょうと。このようにとるのか。「取りあえず」の意味をどうとったらいいのかと思って、まだ理解できていないんですけれども。

委員

1期は早くやってしまいなさい、2期は別ですよ、もう一度はっきりした段階で諮ってください、そういうことですね。

会長

2期は別ですよということを、一番前かどこかではっきり書いた方がいいですね。ちょっとご検討ください。

事務局

前文のところ、「ダム事業「金出地ダム」については、「調査継続」が妥当、」という文言に続けて、後の「但し、」以下を持ってこさせていただけばいいでしょうか。

会長

「但し、」じゃなくて、「また、自転車道整備事業については」。

事務局

「本審査会に改めて諮りたい。」と。

会長

はい。

委員

2期については、継続妥当ですよと判断しません、だめですよとも判断しません、改めて計画が入ってきた時点で諮ってくださいという条件つきですかね。その趣旨がわかるように整理してください。

委員

ここで書けば、わかりますね。

会長

ほかにございせんか。今のところは事務局の方でご検討をお願いしておいて、次、お願いします。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

海岸事業までのところで、何かご意見はございますでしょうか。海岸事業ですが、国土交通省がやっているのは、生物相の変化というんですか、これもやっていますので、単に「砂浜の移動」だけではなくて、「砂浜の移動や生物相の変化など事業に関する事前、事後の調査」と、「生物相の変化」を入れてほしいんです。

委員

これは、国交省がやるから、県の施行部分については調査しないということなんですか。国交省ほど密度が高くなくてもいいから、できてから何年かに一遍ぐらいやらないといけないんじゃないですか。

事務局

わかりました。そういうことも検討したいと思います。延長が短くて、国交省の方がはるかに長いです。しかしながら、何年かに一遍はやはりやるべきだと思います。

委員

それをどこかに書き込んで。

会長

「情報交換、共有化」というのは、向こうからもらうだけではなしに、こちらのも出さないといけないということも入れてもいいんですけども。

委員

「事後の調査に関する情報交換」だから、ここに事後の調査をするという意味が出て

いるんですかね。

事務局

出しているつもりなんですけれども。

委員

それだったら結構です。ぜひともやって、これだけ効果があったということを県民にアピールしていただいたらと思います。

委員

姫路港改修、広畑地区ですが、たしか前に説明いただいたときに、隣接する岸壁 - 14 mの2バース目は国が当面事業着手しないために、仮護岸をつくって云々ということで、それは結構だと思うんです。そうすると、「整備の促進とともに施設が有効に活用されるよう利用促進にも努められたい。」となっているんですが、これは、14mの岸壁を国がつくろうが、つくるまいが、独立して施設が有効に活用されるようなことになるかと理解していいですか。

事務局

そのとおりです。

委員

だから、国にできればそういうことを早くしてちょうだいよということをする必要はないわけですね。

事務局

もともと14mと我々がやっています7.5 mの性格が違いますので、それは別個にやっていきたいと。ただ、国交省の方も、今1バースあります国交省が整備した14mのところでの貨物の転換といいですか、これがふえていかないと着手しないとっております。そういうこともありまして、こちらでやっております7.5については独自で有効に活用していかなければいけないと考えております。

委員

今のところ、細かい話ですが、「整備の促進」の「整備」は、県がやるんじゃなくて、どこかがやるんですか。

事務局

整備は県です。

委員

そうすると、「推進」か何かでないと、「促進」というのは、だれかがやるような。

会 長

ご検討ください。

(審査結果案朗読)

会 長

水道用水供給事業、ほ場整備事業、ご意見はございませんか。特にないようでしたら、ここで審査結果につきましてのご意見を締め切りたいと思います。

先ほども申しましたように、もう一度目を通していただきまして、お気づきの点がございましたら、電話でもファクスでも結構でございますので、できるだけ早く事務局の方へご連絡いただきたいと思います。それを事務局でまとめ、私も目を通させていただいて最終案をつくりまして、各委員にできるだけ早くお送りして、最終のものにしたいと思います。

なお、これは審査結果ではございませんけれども、今日お受けしました事後評価の報告について、一応報告を受けましたという報告の文章をまとめました。これも事務局の方でお願いします。

事務局

(「事後評価の報告について」朗読)

会 長

いろいろご意見があるかと思います。どうぞご自由にご発言ください。

安田高架について、騒音の問題に触れていないんですけれども、いいですか。騒音も減少したということは、前のときは環境基準を超えていたんですか。今は超えていないんですね。

事務局

幹線道路の近接特例という基準では、昼間が70、夜間が65ということで、整備前は夜間が1デシベル超えていました。

会 長

これが環境基準に合格したというのは、やはり大きいのではないかと思います。

だから、「旅行速度で2倍以上に向上した。」の後に、夜間に環境基準を超えていたのが解消されたということを入れた方がいいんじゃないかと思います。

委員

関連して、これ60km、平均速度を超えていますけれども、幾らになったんですかね。

委員

だから、2倍とぼかしているのと違いますか。

会長

速度制限が50kmだったら、現在の60は……。

事務局

規制速度は60kmです。

委員

前にたしか、こういうので、スピードが上がるのだったら、それはやめてくれという話がありましたよね。60kmが平均ということは、実際は違反がいっぱいあるということですよ。その辺、どう処理するか。私は実測値を出していいと思うんですけども、かつてこの審査会で、それは認めることだから、そういうのは書けないと言われたように思うんです。方針が変わったんですか。

会長

やはり旅行速度のことを言わないで、騒音のことを言っておいた方がより安全側の話になる。

委員

県が方針を変えたのなら、それで結構です。

会長

その辺は部内でご検討いただいて、速度のことは言わない方がいいのだったら言わないで、騒音の方は大きな顔して入れておいて。

ほかにございませんか。全体を通じましてのご意見でも結構でございます。またお気づきのことがございましたら、先ほど申しましたように事務局にご連絡いただきたいと思います。大体いつごろまでに。

事務局

前回同様、これは会長から知事に答申いただきまして、その足で記者発表していただくこととなります。年内を目途にしたいと思いますので。

会 長

だから、各委員からの意見はできるだけ早くということをお願いいたします。

事務局

意見は、1週間か10日ぐらいをめどをお願いしたいと思います。

会 長

よろしく申し上げます。

本日の審査はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

3 県土整備部長 あいさつ

4 閉 会